

平成 23 年 1 月 14 日

ラオス証券関連法令概要

ラオスの証券関連の法令には以下がある。

2007 年 3 月	Presidential Decree Law Governing the Management of Foreign Exchange and Precious Metals
2010 年 5 月	Government Decree on Securities and Securities Market
2010 年 6 月	Instruction on Organization and Operation of Securities Companies
2010 年 6 月	Decision on Regulation Regarding the Issuance of Stock to the Public

それぞれの法令の概要は以下である。

外国為替及び貴金属管理に関する大統領令

この法令で Precious metal とは、金を意味する。1 年未満のラオス滞在の外国人は非居住者とする（第 2 条）。ラオスの居住・非居住者は、ラオス国内の商業銀行で外貨預金口座を開設することができる（第 9 条）。ラオス非居住者は、商業銀行にて外貨を売り Kip 建ての預金口座を開設でき、再度外貨購入のために Kip の資金を使用することができる（第 10 条）。外国投資家は、事業運営から発生する利益、配当、合法的所得を、ラオス法に基づいた銀行システムを経由して、自国にまたは第三国に送金することができる（第 27 条）。個人または法人で、警告にも関わらず法令違反を続けた場合には、初回の場合、違反者は違反の価値の 50% の罰金に処せられる。その後も違反を続けた場合には、違反の 100% の価値の罰金に処せられ、違反に使用された資金や金は政府に没収される。また事業ライセンスは取消される（第 37 条）。

証券及び証券市場に関する政令

公募とは、機関投資家を除く、少なくとも 30 人の投資家に対して募集を行うことを意味する（第 3 条）。公募で証券を発行しようとする企業は以下の要件を満たさなければならない。最低資本金は、簿価で 20 億 Kip 以上。前期、当期ともに利益が出ていることとし、繰越損失がないこと。財務諸表が外部の監査法

人によって監査されていること（第 15 条）。証券はラオスの Kip 建て、または証券取引委員会が規定する通貨建てとする（第 19 条）。外国人投資家は、証券取引委員会が規定する割合まで証券を購入することができる（第 23 条）。証券事業免許申請の場合は最低資本金 1,000 億 Kip が必要である（第 27 条）。外国人投資家は、国内投資家と合併証券会社を設立することができる。その際の外国人投資家の割合は全体の 51%を超えてはならない（第 34 条）。外国証券会社が支店を設立する場合には、最低資本金は 500 億 Kip 以上でなければならない（第 35 条）。外国証券会社の支店は、委託売買、自己売買、その他証券取引委員会が許可した証券業務を行うことができる（第 36 条）。

尚、この政令第 58 条 4 項によれば、上場株式を証券取引所外で取引することは禁止されており、また、12 項によれば、証券売買の目的で、個人および法人で他人の名義で口座開設することは、禁止事項として規定されている。相場操縦、インサイダー取引も同条で禁止事項に上げられている。

証券会社組成運営に関する通達

フルライセンスで証券業務を行う場合には、1,000 億 Kip 以上の資本金が必要である。自己売買のみの場合は 800 億 Kip、委託売買のみは 500 億 Kip、助言業務のみの場合は、300 億 Kip の資本金が必要である（第 4 条）。証券取引委員会は、以下の種類の業務を許可する。1．引受業務、2．自己売買業務、3．委託売買業務、4．投資助言業務（第 28 条）。

上場に関する規定の決定

公募で証券を発行しようとする企業は、証券及び証券市場に関する政令第 15 条に規定される条件を満たさなければならない。加えて、以下の要件も満たさなければならない。最低収益が 10 億 Kip であり損失がなく、前期、当期ともに税引後で利益を計上していること。期近 3 期の財務諸表が外部監査法人により監査されていること。監査法人は証券取引委員会が承認した監査法人リストの中にあること。発行株式は、資本金の 10 倍を超えないこと（第 5 条）。